



2020年度

# 保証のしるべ

Vol.1 (No.668)

 北海道信用保証協会  
<http://www.cgc-hokkaido.or.jp/>

北海道信用保証協会は  
ウポポイを応援します



2020年度

# 保証の しるべ

Vol.1  
(No.668)

目次

- 3 … ホームページリニューアルのお知らせ
- 4-5 … 地元応援
- 6-9 … お知らせ
  - 経営者保証を不要とする事業承継特別保証制度のご案内
  - 旅行業に係る中小企業者の判定の見直しについて
  - 信用保証のご案内を改訂しました
  - 民法改正に伴う当協会の対応について
  - 定例相談窓口のご案内
- 10-11 … 令和2年度 年度経営計画
- 12 … コンプライアンスの取り組み
  - 個人情報保護宣言
  - コンプライアンスの実践の取り組み
  - 信用保証制度を悪用する行為を排除します
- 13 … 信用保証利用企業動向調査
- 14 … 統計資料
- 16-21 … 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける皆さまへ（裏面からご覧ください）

表紙：アイヌ文様  
(一般社団法人白老アイヌ協会 提供)

## 特別相談窓口のお知らせ

以下の相談窓口を設置しております。お近くの保証協会窓口までお問い合わせください。

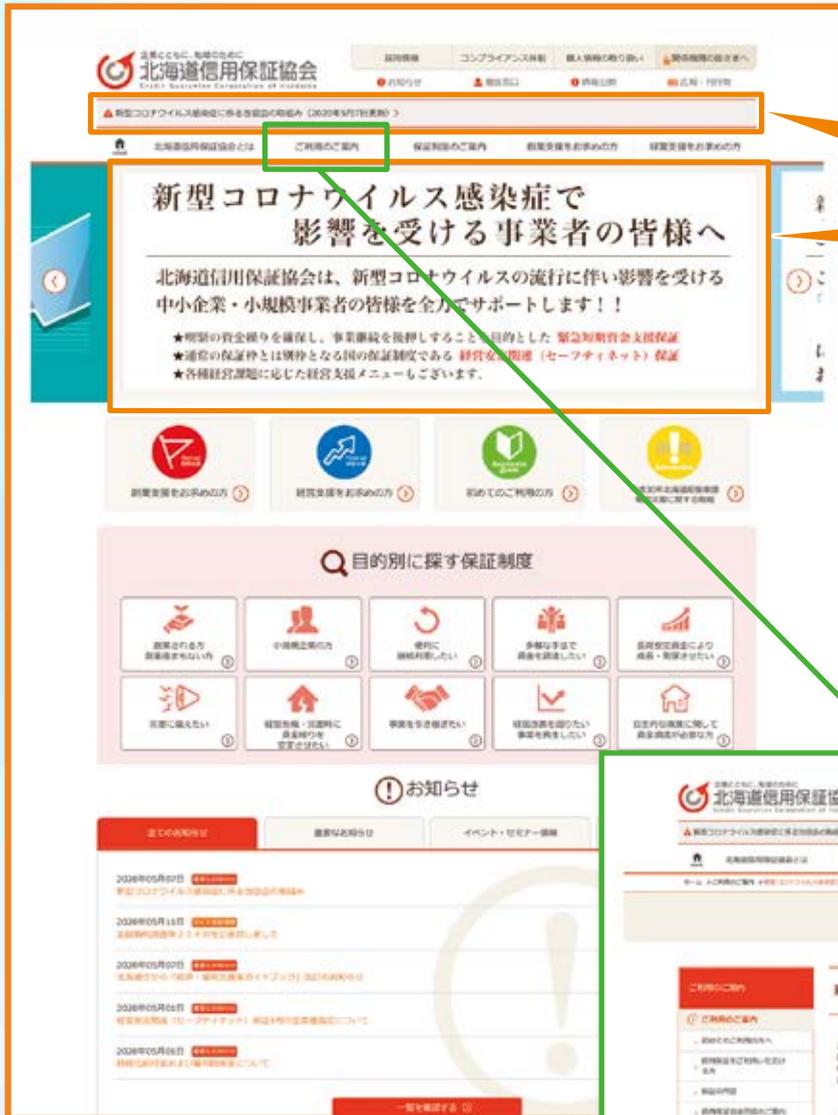
- 東日本大震災に関する特別相談窓口
- 賃金水準上昇対策相談窓口
- 平成28年熊本地震による災害に関する特別相談窓口
- 金融機関の相談窓口
- 英国におけるEU残留・離脱を問う国民投票の結果の影響関連相談窓口
- 平成30年北海道胆振東部地震に係る災害に関する特別相談窓口
- 新型コロナウイルスに関する経営相談窓口



# ホームページリニューアルのお知らせ

令和2年1月に当協会のホームページをリニューアルしました。

リニューアル後のホームページでは、新型コロナウイルス感染症に関する制度情報やご利用時のご案内、初めてご利用いただく場合のよくあるご質問などを掲載しています。



新型コロナウイルス感染症の最新情報はトップページのバナー等からご覧いただけます

新型コロナウイルス関連の保証制度やご利用に関するよくあるご質問はメニュー「ご利用のご案内」からご覧いただけます



# 地元応援

地方創生を進める地方自治体の取り組みを紹介します。

今回紹介する  
地方自治体は

## 帯広市

地方創生の流れの中で、地方自治体の果たす役割は、これまで以上に大きくなっています。今回は帯広市の中小企業支援策について、**帯広市 経済部 商業労働室 商業労働課の差波主任補**に伺いました。

### Q1 帯広市の産業について教えてください。

帯広市は、基幹産業である農林水産業と関連産業の密接な結びつきのもと、我が国の食料基地・十勝の中核都市として発展してきた地域であり、近年では、農林水産業の成長産業化や食の付加価値向上、地域の魅力発信を柱に、地域成長戦略「フードバレーとかち」に取り組み、食の海外展開、健康機能性食品の開発、バイオマス資源の活用、体験・滞在型観光の推進など、新たなビジネス機会を拡大しています。

### Q2 現在、帯広市で実施している地方創生に向けた取り組みを教えてください。

帯広市では、第2期帯広市まち・ひと・しごと創生総合戦略において、食・農業などの地域資源や圏域の結びつきなどを活かしながら、人々が訪れ、集まり、共鳴する結節点の役割を果たしつつ、多様なチャレンジを後押しして、誰もが住みたい・住み続けたいまちづくりにつなげるため、「人材の交流地点・挑戦の興隆拠点～フードバレーとかち～」をめざす姿に据え、以下の4つの基本目標に基づく取り組みを推進しています。

- (1) 新たな「しごと」を創り出す(先進農業の推進、創業・起業支援など)
- (2) 十勝・帯広への「ひと」の流れをつくる(ふるさと教育の推進、体験・滞在型観光の推進など)
- (3) 結婚・出産・子育ての希望をかなえる(結婚・出産を支える環境づくり、子育て支援の充実など)
- (4) 安全安心でいきいきと暮らせるまちをつくる(多様な主体の活躍促進、外国人が生活しやすい環境づくりなど)

### Q3 帯広市の中小企業向け融資制度の概要・ポイントについて教えてください。

帯広市では、市内で事業を営む中小企業者の経営基盤の強化や資金繰りの円滑化支援のため、比較的低利でご利用いただける融資制度を設けています。

本市の制度融資は6資金13メニューにて構成されており、中でも特に多くご利用いただいているのが小規模事業者向けの「小企業(小口)資金」と、経済変動により収益の減少等の影響を受けている事業者向けの「セーフティネット資金」です。

その他にも、十勝で産出される農畜産物等の地域に優位性のある資源を活用する事業活動の支援を目的とした「ニューフロンティア資金」や開業当初の支援を目的とした「新規開業支援資金」等、特徴的な資金もあり、中小企業者のライフステージの変化に対応できる様々な資金メニューを用意しています。

また、資金メニューの中には、北海道信用保証協会の信用保証料を一部補助できるものがあり、中小企業者の金融費用の軽減に寄与しています。



**Q4 融資制度以外の中小企業向けの施策について教えてください。****とかち・イノベーション・プログラム**

域外の革新的な経営者等を招聘し、十勝地域で新たな事業創発を目指す人材との触発の機会を提供し、新事業創発を促進しています。

**フードバレーとかち人材育成事業**

十勝管内の企業人を対象に、帯広畜産大学と共同で、食・農畜産業分野での新製品開発や販路拡大などの実践的な講義や実習を行うことにより、地域の経済発展に寄与する人材を育成しています。

**十勝ものづくり総合支援事業**

十勝帯広におけるものづくり産業の発展を図るため、十勝地域の中小企業者を対象として、製品開発から技術導入、販路拡大までを総合的に支援する補助制度を実施しています。

**Q5 信用保証協会に望むことを教えてください。**

経営基盤が大企業に比べて脆弱である中小・零細企業にとって、金融機関からの円滑な資金調達を果たすために信用保証協会はなくてはならない存在であるものと感じています。

また、先般の新型コロナウイルス感染症により、事業活動が全体的に停滞基調にある中では、信用保証協会の迅速な保証対応により、経営基盤の維持が図れている中小企業が数多く存在するものと感じています。

今後も引き続き、地域の中小企業者のニーズを捉えた多様な保証制度の創設等を通じ、時代の変化に応じた臨機応変な対応をお願いします。

**帯広市中小企業振興融資制度 資金一覧表 (詳細は帯広市ホームページでご確認ください)**

資金名		保証料補給	融資条件			
区分	資金用途		融資限度額	貸付期間	融資利率 (※2)	
小企業資金	小口	○	設備	1,000万円	10年以内	0.95%
			運転	1,000万円		
設備資金	通常設備	—	設備	3,000万円	10年以内 (うち据置2年以内)	
	新事業進出	○		3,000万円		
	ユニバーサルデザイン	—		3,000万円		
	組織強化	—		3,000万円		
	パワーアップ	—		1億円	15年以内 (うち据置2年以内)	
	工業団地取得	—		1億円	25年以内 (うち据置3年以内)	
運転資金	通常運転	—	運転	1,500万円	7年以内 (うち据置1年以内)	
	新事業進出	○		1,500万円		
	組織強化	—		1,500万円		
ニューフロンティア資金	設備	○		1億円	10年以内 (うち据置2年以内)	
	運転			3,000万円	7年以内 (うち据置2年以内)	
セーフティネット資金(※1)		○	運転	3,000万円	10年以内 (うち据置1年以内)	
新規開業支援資金	設備	○		1,000万円	10年以内 (うち据置1年以内)	
	運転			1,000万円	7年以内 (うち据置1年以内)	

※1 新型コロナウイルスの影響によるセーフティネット資金の利用に限り、融資限度額の増額等の臨時措置を実施しています。詳細は帯広市ホームページでご確認ください。

※2 融資利率は令和2年4月1日から令和2年9月30日までに融資を受ける場合の利率です。必要に応じて改定する場合があります。

事業承継時に経営者保証でお困りのみなさまへ

## 経営者保証を不要とする 事業承継特別保証制度のご案内

令和2年  
4月から  
取扱開始

### 事業承継時に利用可能

事業承継後にも利用ができる場合もあり

### 経営者保証不要

### 経営者保証ありの既存の借入金についても借換可能

本制度で経営者保証不要に

### 経営者保証コーディネーター(※)による確認を受けた場合には 信用保証料率を大幅に軽減

※経営者保証コーディネーター

経済産業省の委託又はその委託を受けた者の再委託を受けて事業の承継に対する支援に係る事業を行う者(事業承継ネットワーク事務局等)が雇用する専門家です。(令和2年4月から運用開始)

## ご利用いただける方

次の(1)又は(2)に該当し、かつ、(3)に該当する中小企業者

(1)保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人

(2)令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人であって、事業承継日から3年を経過していないもの

(3)次の①から④までに定める全ての要件を満たすこと

①資産超過であること

②EBITDA有利子負債倍率(注)が10倍以内であること

(注) EBITDA有利子負債倍率 = (借入金・社債 - 現預金) ÷ (営業利益 + 減価償却費)

③法人・個人の分離がなされていること

④返済緩和している借入金がないこと

## 事業承継特別保証制度の概要

保証限度額	2億8,000万円(組合等の場合は4億8,000万円)
対象資金	事業資金 既存のプロパー借入金(個人保証あり)の本制度による借り換えも可能 (ただし、一定の期間内に事業承継を実施した法人に対しては、事業承継前の借入金に係る借換資金に限る)
返済方法	一括返済又は分割返済
保証期間	一括返済の場合 1年以内 分割返済の場合 10年以内(据置期間は1年以内)
信用保証料率	0.45%~1.90% 0.20%~1.15%(経営者保証コーディネーターによる確認を受けた場合)
担保	必要に応じて徴求
保証人	不要
貸付金利	金融機関所定利率
申込金融機関	既に申込企業と与信取引を有している金融機関に限ります
必要書類	資金用途に応じて本制度専用の必要書類があります

金融機関、信用保証協会による審査の結果、ご希望に添いかねる場合があります。

●詳しくは、お近くの保証協会窓口までお問い合わせください。

## 旅行業に係る中小企業者の判定の見直しについて

旅行業については、サービス業として中小企業者要件の判定を行っていましたが、令和2年3月5日より、製造業と同様の基準に基づき中小企業者要件の判定を行うこととなりましたので、お知らせします。

### (1) 中小企業者

変更前		変更後	
資本金	従業員	資本金	従業員
5,000万円以下	100人以下	3億円以下	300人以下

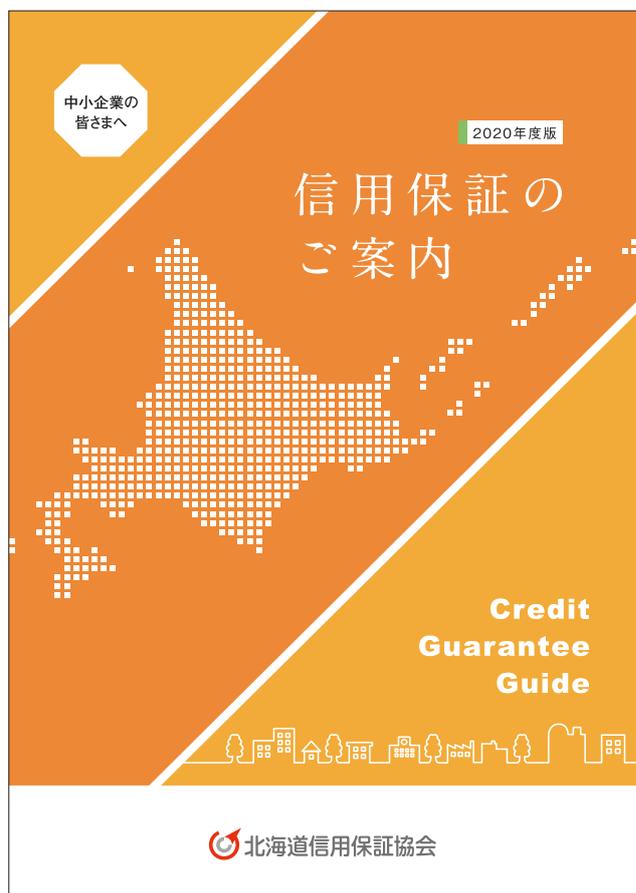
### (2) 小規模企業者

変更前	変更後
従業員5人以下	従業員20人以下

## 信用保証のご案内を改訂しました

信用保証業務の内容を紹介した「信用保証のご案内」を改訂しました。

お近くの保証協会窓口またはホームページでご覧いただけますので、是非ご活用ください。



# 民法改正に伴う当協会の対応について

民法改正後に事業のために負担した貸金等債務について個人が保証人となる場合には、保証契約締結（信用保証委託契約においては「保証（変更）承諾日」）の日前1ヵ月以内に保証意思宣明公正証書を作成することが必要となります。（改正民法第465条の9に定める例外を除く）

民法改正後の保証・条件変更申込について、代表者以外の方が連帯保証人となる場合には、金融機関から当協会の担当部署へ申込前にご相談ください。

## 公正証書の要否

### 被保証人（委託者）が法人の場合

連帯保証人の属性		確認方法（エビデンス）	公正証書の要否
ア	代表者	・協会で保管する最新謄本写し ・疑義がある場合に謄本等の追加提出を要請	不要
イ	代表者以外の 「理事、取締役、執行役等」	原則、直近3ヵ月以内の次のいずれかの写し ・履歴事項全部証明書 ・現任事項全部証明書 ・登記情報提供サービスを利用した登記情報	
	かつ過半数出資者でもある場合	次のいずれかの写し（基本的には①） ①直近決算の法人税申告書別表2 ②定款 ③株主名簿 ※②および③の場合は変更がないことを確認	
ウ	法人の役員ではないが、総株主の議決権の過半数を有する出資者	イおよびウの各エビデンスを申し受けし、いずれにも該当しないことを確認	必要
エ	上記以外で次のいずれかに該当 実質経営者 事業承継予定者 自発的申し出を行った者	イおよびウの各エビデンスを申し受けし、いずれにも該当しないことを確認	必要

### 被保証人（委託者）が個人の場合

連帯保証人の属性	公正証書の要否
配偶者であって、主債務者が行う事業に現に従事している専従者	不要
配偶者であるが、主債務者が行う事業に従事していない	必要
主債務者が行う事業に現に従事している専従者だが、配偶者ではない	必要

保証意思宣明公正証書の作成が必要な場合、保証予定者の理解の一助となるよう、作成手続きや公証人への口授内容をまとめた「保証意思宣明公正証書の作成に関するご説明」をお送りしていますので、ご活用ください。

### 保証意思宣明公正証書の作成に関するご説明

※貸付形式に応じて内容が異なります



## 定例相談窓口のご案内

### 定例相談窓口 受付時間／10:00～16:00

中小企業者の皆さまの経営や資金繰りに関するご相談にお応えするため、以下のとおり定例相談窓口を設けております。当協会の職員を相談員として派遣しておりますので、お気軽にご相談ください。

相談窓口	相談日	
<b>北海道中小企業総合支援センター</b> 札幌市中央区北1条西2丁目 経済センタービル9階	毎月第1木曜日	6月 4日 7月 2日 8月 6日
<b>さっぽろ産業振興財団</b> 札幌市中央区北1条西2丁目 経済センタービル2階 札幌中小企業支援センター	毎月第2木曜日 ※6月は新型コロナウイルス感染症の影響により中止	7月 9日 8月13日
<b>札幌商工会議所</b> 札幌市中央区北1条西2丁目 経済センタービル1階 中小企業相談所	毎月第3金曜日	6月19日 7月17日 8月21日
<b>函館商工会議所</b> 函館市若松町7-15	毎月第2火曜日	6月 9日 7月14日 8月11日
<b>苫小牧商工会議所</b> 苫小牧市表町1丁目1-13 苫小牧経済センタービル	毎月 第1・2木曜日	6月 4日 6月11日 7月 2日 7月 9日 8月 6日 8月13日

※今後、新型コロナウイルス感染症の状況により変更となる場合があります。予めご了承ください。

### 夜間相談窓口 受付時間／17:10～19:40

中小企業診断士の資格を有する職員を中心に経営や資金繰りに関するご相談にお応えします。

ご予約も可能です。

相談窓口	相談日	
<b>北海道信用保証協会 本店</b> 札幌市中央区大通西14丁目(1階)	毎月 第1・3火曜日	6月 2日 6月16日 7月 7日 7月21日 8月 4日 8月18日



予約・  
お問い合わせ先

フリーダイヤル

**0120-279-540**

または

業務部 企業支援課

**011-241-5605**

# 令和2年度 年度経営計画

## 業務環境

### 1 経済動向

北海道において本年は、道内7空港の民営化や、アイヌの歴史と文化を主題とした民族共生象徴空間「ウポポイ」のオープン、さらには東京オリンピック・パラリンピックにおける一部競技の北海道開催など、世界に向けて「北海道」を発信する機会の増加が期待されている。

このような中、北海道地域の景気は、北海道胆振東部地震災害後の復興需要の増加もあり、基調としては緩やかに拡大していたが、直近の新型コロナウイルスによる感染症の発生により、生活・教育・産業経済のあらゆる分野に大きな影響が生じており、未だ収束時期が見通せていない。加えて、消費増税による影響、海外要因の不安定性、東京オリンピック・パラリンピック後の景気の先行きなど、様々な懸念材料もあることから、今後の動向を注視する必要がある。

### 2 中小企業を取り巻く環境

上記のとおり、観光関連から端を発した新型コロナウイルスによる感染症の影響は、今や飲食、サービスのみならず、製造、流通など幅広い方面へ急速に拡大しており、今後の更なる範囲拡大とともに、その長期化が懸念されている。

加えて、人口減少や少子高齢化等を背景とした地域経済の活力低下や人手・人材不足、さらには事業承継問題など、中小企業を取り巻く環境には難しい課題が山積しており、中小企業者数の減少が大きな社会問題となっている。

## 業務運営方針

当協会は、これらの業務環境を踏まえ、信用保証協会の公共的使命を自覚し、持続可能な社会の実現を見据えて、中小企業・小規模事業者のライフステージの各局面において、信用保証制度がその事業の発展を支えるものとなるよう支援するとともに、新型コロナウイルスの感染症を始めとした災害や景気変動等により事業活動に影響を受けた道内中小企業・小規模事業者へのセーフティネット機能を発揮するために、以下の内容を基本方針として取り組む。

また、当協会が将来に亘って公共的使命を果たし続けていくため、引き続き経営基盤の強化に努める。

### 1 信用保証の安定的な供与

中小企業・小規模事業者のライフステージの局面に応じ、経営支援の実施とあわせ、国および地方公共団体の施策に呼応し、国の各種政策保証や地方公共団体による融資制度を適切に推進する。とりわけ、今般の危機関連保証の発動を踏まえ、道内の中小企業・小規模事業者が新型コロナウイルスによる感染症の影響を早期に克服し、確かな足どりで発展できるよう万全を期す。

### 2 顧客満足度の向上

企業者訪問等を通じて、中小企業・小規模事業者の多様なニーズを的確に把握するとともに、利用者へのきめ細かい対応によってサービスの向上に努め、保証業務の充実を図る。

### 3 中小企業の経営改善・生産性向上に向けた取り組み

中小企業・小規模事業者の経営改善・生産性向上に向け、金融機関との適切なリスク分担を推進するとともに、事業性を評価した適切な保証審査に努める。

### 4 経営支援・事業再生の推進

経営サポート会議の開催や専門家を活用した中小企業・小規模事業者への経営改善計画策定支援などに積極的に取り組むことで、経営支援・事業再生の推進に努める。

また、「北海道中小企業支援ネットワーク」の事務局として、各構成機関間の情報共有・意見交換を促進するなど、プラットフォーム機能を発揮する。

### 5 地方創生への貢献

地域の課題を踏まえて、各種保証制度を推進するとともに、地域経済の活力維持や雇用の確保を図るため、創業を促進する各種施策や新たに創設された事業承継特別保証制度などの事業承継支援に積極的に取り組むことで、地方創生への貢献を果たす。

### 6 求償権の適切な管理

信用補完制度の堅持やモラルハザードの防止のため、求償権回収の促進を図るとともに、事業再生支援等の側面を踏まえ、効率性を重視した求償権管理に努める。

### 7 経営の効率化と組織の活性化

健全かつ適正な業務運営態勢の確保に努めることで経営の効率化を図るとともに、人材育成・能力開発を通じた組織活性化に取り組む。

### 8 ガバナンスの強化

公的な保証機関としてガバナンスの強化を図るため、コンプライアンス態勢ならびにリスク管理態勢の充実・強化に努める。

## 事業計画

令和2年度の主要業務計数は以下のとおりです。

項目	令和2年度
保証承諾	3,500億円
保証債務残高	6,800億円
代位弁済	100億円
求償権回収	24億円

※本計画は東京2020オリンピック・パラリンピックの延期発表前に策定したものです

## コンプライアンスの取り組み

### ■個人情報保護宣言

当協会では、業務上、お客さまの個人情報を取得・利用等をさせていただくこととなりますが、お客さまの個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律などの法令およびガイドライン等を遵守し、その適正な保護に努めてまいります。

なお、個人情報の取得、利用目的などの詳細につきましては、当協会ホームページに公表しておりますのでご覧ください。

### ■コンプライアンス実践の取り組み

当協会では、公共的使命と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じて揺るぎない信頼の確立を図るため、役職員一丸となってコンプライアンスの実践に積極的に取り組んでいます。

これを実践するため、「信用保証協会倫理憲章」を基本方針に、役職員の行動の指針として「行動規範」を策定しています。

また、コンプライアンスの着実な実行と監視のため、コンプライアンス委員会を設置するとともに、統括部署を定め、コンプライアンスマニュアルの整備や各会議・研修で啓発を行うなど、実践状況の把握に努めています。

このほか、各部署にコンプライアンス担当者を設置し、きめ細かい態勢を敷いています。

\*北海道信用保証協会倫理憲章、コンプライアンス組織体制図などの詳細につきましては、当協会ホームページに公表しておりますのでご覧ください。

### ■信用保証制度を悪用する行為を排除します

当協会では、信用保証制度を悪用する行為を排除し、公正な保証取扱をするために保証申込に際し、次のとおり対応します。

- 反社会的勢力は信用保証協会の保証対象とはなりません。また、申込人または保証人が、自らまたは第三者を利用して暴力的な要求行為や法的な責任を超えた不当な要求行為を行う場合も保証の対象としておりません。
- 第三者介入、同席の案件には応じられません。
- 申込人本人(法人の代表者を含む)になりました者の保証には応じられません。

### 金融あっせん屋にご注意ください

悪質な仲介業者等、いわゆる金融あっせん屋が保証申込にあたり、あっせんを行った手数料等の名目で、不法な報酬を要求するケースが発生しております。信用保証協会では信用保証料以外には、手数料、入会金、あっせん料、仲介料等は一切いただいておりません。

ご利用にあたってご不明点がありましたらお近くの窓口までご連絡ください。

**信用保証制度を不正に利用した場合は、法令により処罰されます。**

2020年1~3月期調査

## 北海道内信用保証利用企業動向調査

この調査は、信用保証をご利用いただいている中小企業の皆さまの景況・金融動向等を把握するために、日本政策金融公庫保険企画部が全国9都道府県（北海道、宮城県、東京都、愛知県、石川県、大阪府、広島県、香川県、福岡県）の信用保証協会と共同して、四半期毎に信用保証利用企業についてアンケート調査を行っているもので、1969年以来実施している調査です。

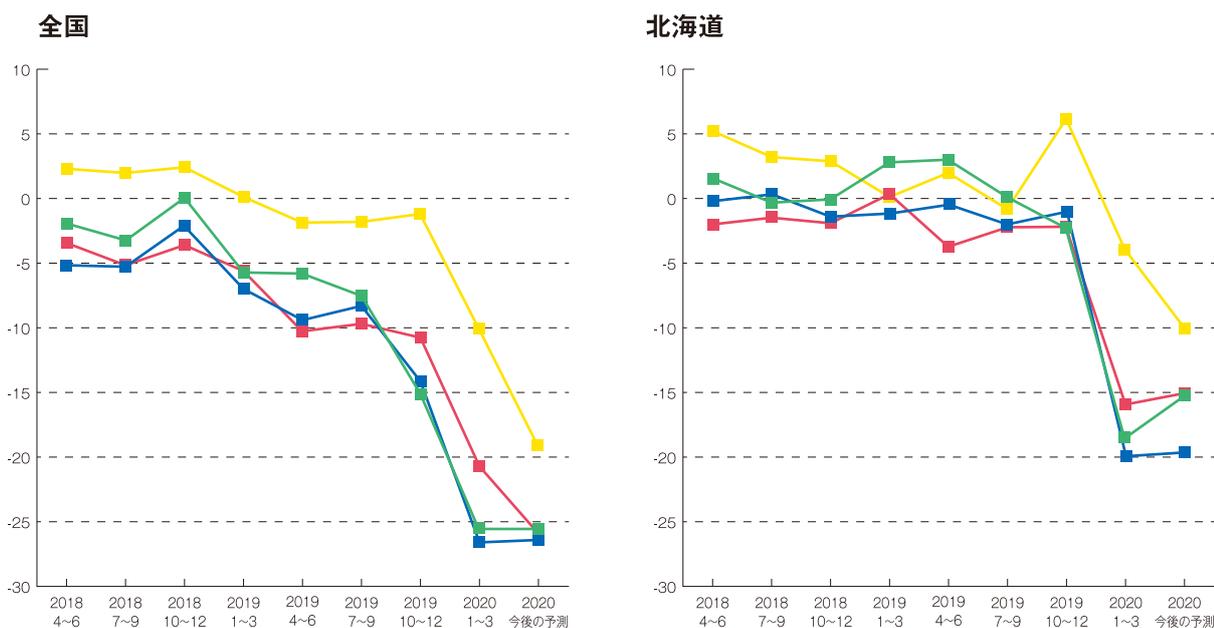
この度、2020年1~3月期の道内の調査結果をとりまとめましたので、お知らせします。

【調査時点】2020年3月中旬 【調査対象】1,444企業 【有効回答数】410企業(回答率28.4%) 【調査方法】封書によるアンケート調査

道内の信用保証利用企業の景況感は、大幅に悪化している。

### 概況(総合DIの推移)

生産・売上 採算 資金繰り 借入難易感



### コメント 全国・北海道ともに大幅に悪化している。

今期調査(2020年1~3月期)による景気動向指数は、全国では、生産・売上DIが11.6ポイント、採算DIが13.5ポイント、資金繰りDIが10.6ポイント、借入難易感DIが8.4ポイントそれぞれ悪化した。

北海道では、生産・売上DIが16.1ポイント、採算DIが18.1ポイント、資金繰りDIが13.5ポイント、借入難易感DIが10.1ポイントそれぞれ悪化した。

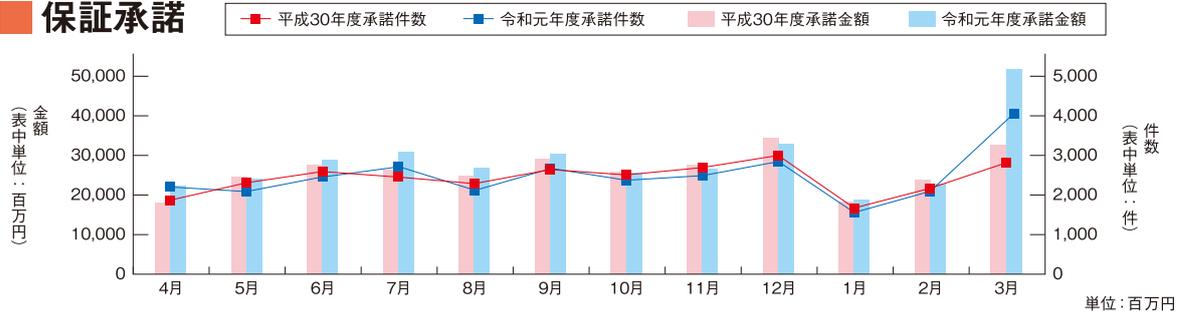
今後の予測では、生産・売上DI、採算DI、資金繰りDIは若干改善し、借入難易感DIは悪化する見通し。

### 景気動向指数DI(Diffusion Index)とは

景気の現状と先行きを予測する動向指数で、アンケート調査において、前期に比べ、「増加(または、好転、容易)」と回答した企業割合から、「減少(または、悪化、困難)」と回答した企業割合を差し引いた数値から、季節的な変動要因を控除した数値(季節調整値)です。

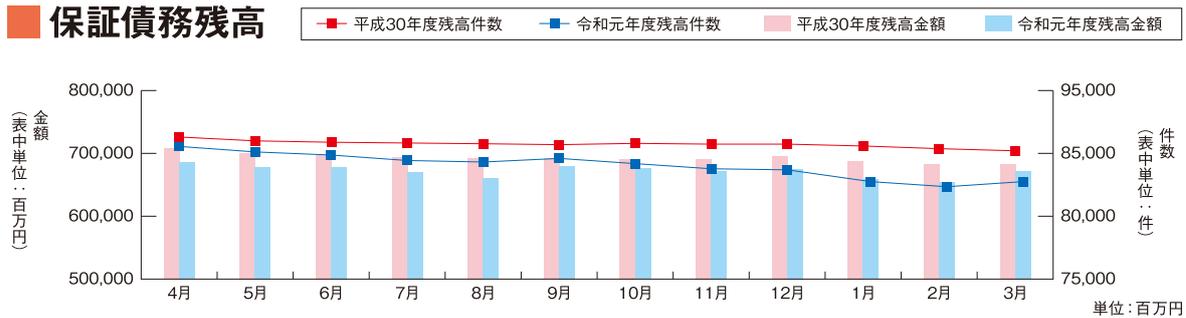
# 統計資料

## 保証承諾



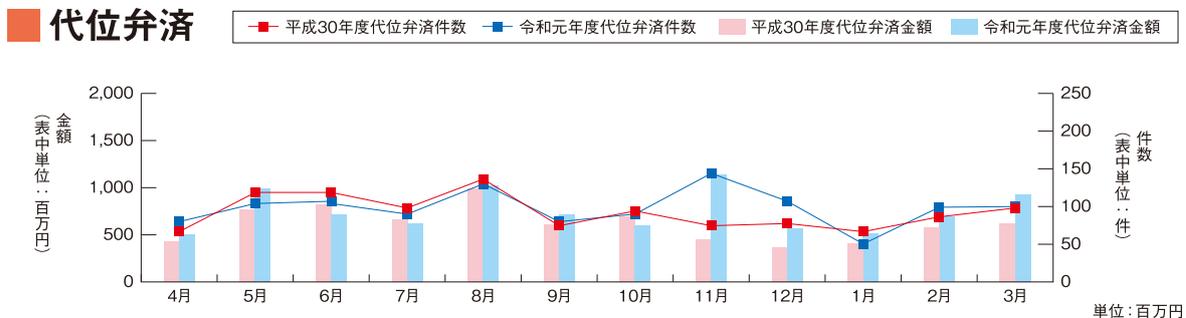
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累計
平成30年度	件数	1,874	2,250	2,493	2,373	2,232	2,535	2,421	2,579	3,005	1,704	2,131	2,846	28,443
	金額	18,754	24,427	27,093	26,024	24,572	29,921	25,437	28,741	34,538	19,053	23,693	32,987	315,241
	前年比	90.4%	90.2%	75.1%	93.7%	89.8%	81.7%	117.9%	109.1%	96.9%	107.2%	97.4%	101.7%	94.5%
令和元年度	件数	2,169	2,082	2,394	2,626	2,190	2,581	2,313	2,411	2,870	1,792	2,015	4,142	29,585
	金額	21,846	23,172	27,322	30,434	25,424	30,250	24,605	25,428	32,507	19,259	23,055	53,163	336,465
	前年比	116.5%	94.9%	100.8%	116.9%	103.5%	101.1%	96.7%	88.5%	94.1%	101.1%	97.3%	161.2%	106.7%

## 保証債務残高



		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成30年度	件数	87,544	87,082	86,832	86,722	86,638	86,441	86,635	86,545	86,550	86,223	85,941	85,665
	金額	712,831	705,015	702,189	699,214	697,050	696,473	696,174	695,716	700,230	692,489	687,484	687,684
	前年比	95.0%	94.7%	94.2%	93.6%	93.4%	93.1%	93.4%	93.8%	94.5%	94.8%	95.0%	95.5%
令和元年度	件数	85,553	85,119	84,895	84,794	84,637	84,489	84,188	83,779	83,694	83,290	82,968	83,137
	金額	684,552	677,775	677,534	677,608	676,954	678,203	675,994	671,951	675,696	667,101	663,175	670,985
	前年比	96.0%	96.1%	96.5%	96.9%	97.1%	97.4%	97.1%	96.6%	96.5%	96.3%	96.5%	97.6%

## 代位弁済



		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累計
平成30年度	件数	68	121	121	100	139	76	96	76	79	68	88	100	1,132
	金額	443	788	839	678	1,017	623	705	461	369	413	588	639	7,564
	前年比	99.0%	93.6%	112.3%	131.7%	181.4%	78.0%	113.4%	76.1%	27.9%	91.3%	103.9%	75.0%	90.8%
令和元年度	件数	80	104	107	92	133	83	90	144	107	54	99	100	1,193
	金額	505	984	712	608	1,050	713	599	1,134	570	527	731	960	9,093
	前年比	113.9%	124.9%	84.9%	89.6%	103.2%	114.3%	85.0%	246.2%	154.7%	127.8%	124.2%	150.2%	120.2%

# お問い合わせ先のご案内

**本店**  
060-8670  
札幌市中央区大通西14丁目1番地  
TEL : 011-241-2231  
FAX : 011-221-1085

**旭川支店**  
070-8691  
旭川市7条通13丁目59番地2  
TEL : 0166-24-1441  
FAX : 0166-25-5649

**函館支店**  
040-8691  
函館市大森町24番1号  
TEL : 0138-23-8425  
FAX : 0138-23-8471

**釧路支店**  
085-8691  
釧路市黒金町6丁目1番地  
TEL : 0154-23-1361  
FAX : 0154-23-1364

**帯広支店**  
080-8691  
帯広市西3条南6丁目18番地2  
TEL : 0155-24-3658  
FAX : 0155-24-3661

**室蘭支店**  
050-8691  
室蘭市東町4丁目29番1号  
(市中小企業センター3階)  
TEL : 0143-45-6001  
FAX : 0143-45-7818

**北見支店**  
090-8691  
北見市北8条東1丁目3番地  
TEL : 0157-24-5196  
FAX : 0157-24-5191

**滝川支店**  
073-8691  
滝川市大町2丁目5番32号  
TEL : 0125-23-1201  
FAX : 0125-22-1360

**小樽支店**  
047-8691  
小樽市稲穂2丁目22番1号  
(小樽経済センター2階)  
TEL : 0134-22-5188  
FAX : 0134-22-5918

**苫小牧支店**  
053-8725  
苫小牧市表町1丁目1番13号  
(苫小牧経済センタービル2階)  
TEL : 0144-33-1751  
FAX : 0144-32-3915

## 経営金融相談専用ダイヤル

道内の中小企業経営者の皆さま方の経営・金融相談をお受けしております。ご相談は無料ですのでお気軽にご利用ください。

ツナグ ゴシエン  
0120-279-540

フリーダイヤルがご利用いただけない場合は、本店・業務部企業支援課011-241-5605をご利用ください。

## 連絡所 (次の市町村の商工会議所、商工会内にあります)

- ・本店…江別、恵庭
- ・函館…北斗、江差、森、八雲
- ・帯広…本別、清水、幕別
- ・北見…北見(留辺蘂)、網走、紋別、遠軽、斜里
- ・小樽…岩内、俱知安、余市
- ・旭川…留萌、稚内、名寄、富良野、士別、上川
- ・釧路…根室、白糠、厚岸
- ・室蘭…伊達
- ・滝川…岩見沢、深川、美唄、芦別
- ・苫小牧…浦河、白老、新ひだか

## ご注意ください

### 信用保証協会をご利用のお客様へ

- 最近、悪質な仲介業者等、いわゆる金融あっせん屋が保証申し込みにあたって、あっせんを行った手数料等の名目で、不法な報酬を要求する事例が発生しています。信用保証協会においては、保証にあたって所定の信用保証料以外は、手数料、入会金、あっせん料、仲介料等は一切いたっておりません。
- 監督官庁および警察庁の指導により、第三者が介入、または相談窓口が認めた方以外の第三者が同席する案件には、応じられないこととなっております。
- 反社会的勢力は信用保証の対象となりません。ご利用にあたって、ご不審な点がありましたら最寄りの信用保証協会へご連絡ください。

北海道信用保証協会

<http://www.cgc-hokkaido.or.jp/>



郵便番号 060-8670 札幌市中央区大通西14丁目1番地  
電話 (011)241-2535  
FAX (011)261-8923

※お体の不自由なお客様へ  
職員がお手伝いいたしますので来店時は事前にご連絡ください。

2020年5月発行

# 新型コロナウイルス感染症の 影響を受ける皆さまへ

資金繰りや返済条件の緩和についての相談をご希望の方へ

## 特別相談窓口のご案内

新型コロナウイルスの流行に伴い影響を受ける中小企業・小規模事業者の皆さまに対し、資金繰りや既にお借入されている保証付借入金の返済緩和等のご相談にお応えするため、「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」を設置しています。

受付時間：9:00～17:00

P15の本支店窓口もしくはフリーダイヤル(0120-279-540)をご利用ください。

資金調達をご希望の方へ

保証料補助と利子補給のある融資をご希望の方へ… P21-20

- 北海道の融資制度「新型コロナウイルス対応資金」

調達枠の拡大を図りたい方へ…………… P19-18

- 経営安定関連(セーフティネット)保証
- 危機関連保証

好条件での資金調達が可能な場合があります

- 北海道の融資制度「経営環境変化対応貸付【認定企業】」
- 札幌市の融資制度「新型コロナウイルス対応支援資金」

緊急的な短期資金を調達したい方へ…………… P17

- 緊急短期資金保証
- 北海道の融資制度「新型コロナウイルス感染症緊急貸付」

## 緊急的な短期資金を調達したい方へ

### 緊急短期資金保証

喫緊の資金繰りを確保するための保証制度で、平均月商の1ヵ月分以内の短期資金を支援します。

資 格 要 件	新型コロナウイルス感染症により影響を受けた中小企業・小規模事業者
保 証 限 度 額	直近決算(確定申告)の平均月商の1ヵ月以内とし、かつ、既存の保証付融資残高(根保証においては融資限度額)を含め、次の保証限度額の範囲内となります。 普通保証 : 2億円以内(組合は4億円以内) 無担保保証 : 8,000万円以内 小口零細企業保証 : 2,000万円以内 ※1事業者1口限りとなります。 ※最初の決算が未到来の場合、試算表等に基づく月商となります。
資 金 使 途	事業の継続に必要な運転資金 ※借換資金は対象となりません。
返 済 方 法	一括返済 ただし、保証期間到来時、中小企業・小規模事業者の資金繰りに応じて、長期資金での借換が可能です。
保 証 期 間	12ヵ月以内
担 保	必要に応じ
保 証 人	原則として法人代表者のみ
保 証 料 率	一般保証の場合 …………… 年0.40%~1.71% 小口零細企業保証の場合 …… 年0.45%~1.98% ※有担保割引、会計参与設置会社割引適用あり
取 扱 期 間	令和2年1月29日(水)保証申込受付分から令和3年1月29日(金)保証承諾分まで

### 北海道の融資制度「新型コロナウイルス感染症緊急貸付」

新型コロナウイルス感染症により影響を受けた中小企業者等へ緊急的な資金を支援する北海道の融資制度です。

資 格 要 件	1.最近1ヵ月の売上高等が前年又は前々年の同月と比べ5%以上減少している中小企業者等 2.業歴が3ヵ月以上1年1ヵ月未満の場合は、最近1ヵ月の売上高等が、令和元年10月以降の連続する3ヵ月の平均売上高等と比べ5%以上減少している中小企業者等 3.危機関連保証の認定を受けた中小企業者等
融 資 限 度 額	8,000万円以内
資 金 使 途	運転資金
融 資 期 間	12ヵ月以内
融 資 利 率	年1.0%
担 保・保 証 人	取扱金融機関の定めによる。
保 証 料 率	一般保証の場合 …………… 年0.40%~年1.71% セーフティネット保証・危機関連保証の場合 …… 年0.41%~年0.70% (信用保証協会の定める要件に該当する場合は、0.1%又は0.2%割引引く)
保 証 料 補 助	小規模事業者かつ売上高が15%以上減少している事業者 …… 全額補助 上記以外 …………… 1/3補助 (お支払いいただいた後に、北海道へ申請する必要があります)
融 資 取 扱 期 間	令和2年4月1日から9月30日まで

## 好条件で資金調達が可能な場合があります —地方公共団体の融資制度のご案内—

### 北海道の融資制度 経営環境変化対応貸付【認定企業】

融 資 対 象	1.セーフティネット保証4号の認定を受けた中小企業者等 2.セーフティネット保証5号の認定を受けた中小企業者等 3.危機関連保証の認定を受けた中小企業者等 4.影響を受けた事業者であって、道が定める要件（売上高減少）に該当する中小企業者等
資 金 使 途	事業資金（道制度融資の借換に要する資金を含む）
融 資 金 額	2億円以内
融 資 期 間	10年以内（うち据置3年以内）
融 資 利 率	《固定金利》5年以内 年1.0%、10年以内 年1.2% 《変動金利》年1.0%（融資期間が3年を超えるものに限る）
担保及び償還方法	取扱金融機関の定めるところによる。
保 証 料 率	対象1.セーフティネット保証4号 年0.48%～0.70% 対象2.セーフティネット保証5号 年0.41%～0.60% 対象3.危機関連保証 年0.48%～0.70% 対象4.経営状況に応じて 年0.45%～1.90% （信用保証協会の定める要件に該当する場合は、0.1%又は0.2%割り引く）
融 資 取 扱 期 間	令和2年1月29日から令和3年1月31日まで

### 札幌市の融資制度 新型コロナウイルス対応支援資金

融 資 対 象	1.新型コロナウイルス感染症の流行により直接または間接の影響を受け、原則として最近1か月間の売上高等が前年同月比10%以上減少しており、かつその後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比10%以上減少することが見込まれる中小企業者等 2.セーフティネット保証4号の認定を受けた中小企業者等 3.危機関連保証の認定を受けた中小企業者等
融 資 限 度 額	2億円
資 金 使 途	運転資金 設備資金（市内の設備投資に限る）
融 資 期 間	10年以内（うち据置3年以内）※融資対象3の場合は据置期間2年以内
返 済 方 法	分割返済 ただし、融資期間1年以内の場合は、一括返済とすることができる。
融 資 利 率	年1.00%以内
保 証 人	法人は必要に応じて要、個人は不要とする。
担 保	必要により担保を徴する。
保 証 料 率	融資対象1.経営状況に応じて 年0.40%～1.90% 融資対象2.セーフティネット保証4号 年0.86%～0.88% 融資対象3.危機関連保証 年0.80% （信用保証協会の定める要件に該当する場合は0.1%または0.2%割り引く）
保 証 料 補 給	<b>全額補給（お客さまの負担はありません）</b>
取 扱 金 融 機 関	札幌市内の金融機関各店舗 ※詳細は札幌市中小企業融資制度のHPでご確認ください。
融 資 取 扱 期 間	令和2年2月10日から令和3年3月31日まで ※緊急短期資金保証ならびに危機関連保証を併用の場合、令和3年1月29日まで

## 調達枠の拡大を図りたい方へ

### 経営安定関連(セーフティネット)保証 通常の保証枠とは別枠

経営の安定に支障が生じている中小企業・小規模事業者に対し、その経営の安定に必要な資金調達を支援する国の保証制度です。

資格要件	新型コロナウイルス感染症の影響により、市町村長からセーフティネット保証4号または5号の認定を受けた中小企業・小規模事業者
保証限度額	通常の保証限度額とは別枠でご利用いただけます。 普通保証：2億円以内(組合は4億円以内) 無担保保証：8,000万円以内 無担保無保証人保証：2,000万円以内
資金使途	経営の安定に必要な資金(運転資金・設備資金)
返済方法	一括返済または分割返済
保証期間	定めなし
担保	必要に応じ
保証人	原則として法人代表者のみ
保証料率	年0.51%~0.88% ※会計参与設置会社割引適用あり

#### 認定基準

##### 4号認定

- 北海道内で1年間以上継続して事業を行っていること。
- 新型コロナウイルス感染症の流行に起因して、その影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して**20%以上減少**しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して**20%以上減少**することが見込まれること。

##### 5号認定

- 指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間の売上高等が前年同期の売上高等に比して**5%以上減少**している中小企業者。または
  - 指定業種に属する事業を行っており、最近1か月間の売上高等が前年同月に比して**5%以上減少**しており、かつその後の2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して**5%以上減少**する見込の中小企業者。
- ※現在、全業種が指定されています。  
※認定の手続きは市町村が窓口となります。

### 危機関連保証 通常の保証枠、経営安定関連(セーフティネット)保証枠とは別枠

突破的に生じた大規模な経済危機、災害等の事象により著しい信用収縮が生じた中小企業者に対して資金調達支援を行い、中小企業者の事業継続や経営の安定を図ることを目的とした保証制度です。

資格要件	新型コロナウイルス感染症の影響により、市町村長から危機関連保証の認定を受けた中小企業・小規模事業者
保証限度額	通常の保証限度額とは別枠でご利用いただけます。 普通保証：2億円以内(組合は4億円以内) 無担保保証：8,000万円以内 無担保無保証人保証：2,000万円以内
資金使途	経営の安定に必要な資金(運転資金・設備資金)
返済方法	原則として均等分割返済
保証期間	10年以内(据置期間は2年以内)
担保	必要に応じ
保証人	原則として法人代表者のみ
保証料率	年0.60%~0.80% ※会計参与設置会社割引適用あり
取扱期間	令和2年2月1日から令和3年1月31日まで

#### 認定基準

新型コロナウイルス感染症が流行していることに起因して、原則として最近1か月間の売上高等が前年同月に比して**15%以上減少**しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して**15%以上減少**することが見込まれること。  
※認定の手続きは市町村が窓口となります。

# 保証料補助と利子補給の

## 【北海道の融資制度】新型コロナウイルス対応資金

新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けている中小企業者・小規模事業者に対し、保証料補助・利子補給のある新しい北海道の制度が創設されました。

	国 準 拠	道 特 別
融 資 対 象	市町村長から以下の認定を受けた中小企業者 (1)セーフティネット保証4号(売上減少率20%以上) <small>※令和2年新型コロナウイルス感染症に係るものに限る</small> (2)セーフティネット保証5号(指定業種を営み、売上減少率5%以上) <small>※売上高の減少要因に限る</small> (3)危機関連保証(売上減少率15%以上)	
資 金 使 途	経営の安定に必要な事業資金 (借換資金を含む)	経営の安定に必要な事業資金 (道制度の借換資金を含む)
融 資 金 額	3,000万円以内	国準拠の限度額超過分について 3,000万円以内
融 資 期 間	10年以内(うち据置5年以内) <small>※1年以内の短期の取扱も可</small>	10年以内(うち据置5年以内) <small>※1年以内の短期の取扱も可</small> <small>※融資対象(3)の場合は据置期間2年以内</small>
融 資 利 率	(固定金利) 5年以内 年1.0% 10年以内 年1.2%  融資対象(1)又は(3)、もしくは融資対象(2)であって小規模企業者に該当する個人又は認定書に記載された売上高等の減少率が15%以上のものにあつては、融資実行から当初3年間は融資利率0%。	
担 保	無担保(既設定根抵当権を除く)	
保 証 人	原則として法人代表者以外の連帯保証人は徴求しない。また、経営者保証免除対応を適用する場合は法人代表者の連帯保証を徴求しない。	原則として法人代表者以外の連帯保証人は徴求しない。
償 還 方 法	原則として均等分割弁済とする。 ただし、融資期間が1年以内の場合は一括償還でも差し支えないものとする。	
保 証 料 率	年0.85%  経営者保証免除対応を適用する場合は年1.05%	融資対象(1)(3)の場合 年0.68%~0.70%  融資対象(2)の場合 年0.58%~0.60% <small>※会計参与設置会社割引適用あり</small>
	市町村長から交付を受けた認定書に記載された売上高等の減少率が15%以上のもの又は小規模企業者に該当する個人は上記保証料の全額、その他のものについては1/2が補助される。ただし、条件変更に伴う追加保証料は補助の対象外となる。	

## ある融資をご希望の方へ

### ポイント1 保証料補助・利子補給の対象

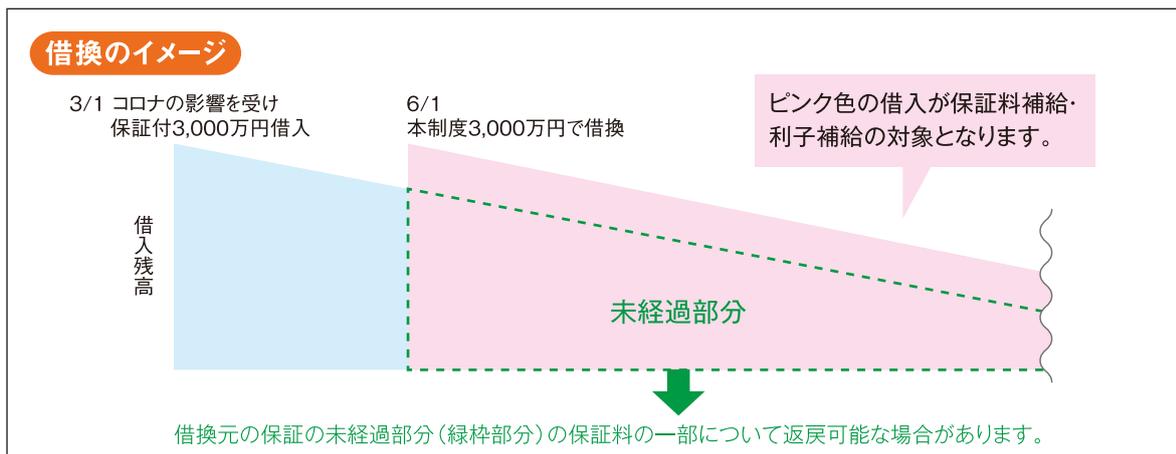
認定の種類 (融資対象)	法人・個人	売上減少率	保証料補助 ※1	利子補給
4号 【融資対象(1)】	両方	20%以上	全額	3年全額
危機関連 【融資対象(3)】		15%以上		
5号 【融資対象(2)】	小規模※2個人事業主	5%以上	1/2	なし
	小規模※2でない 個人事業主	15%以上		
	法人	5%以上15%未満	1/2	なし
		15%以上	全額	3年全額
		5%以上15%未満	1/2	なし

※1 条件変更時の保証料は補助の対象外

※2 常時使用する従業員数が20人以下(商業・サービス業は5人以下、宿泊業・娯楽業は20人以下)

### ポイント2 1/29から4/30までに借入した全ての保証付借入の借換が可能です (国準拠に限る)

1/29～4/30に借入した保証付借入であれば、全て本制度(国準拠に限る)で借換し、保証料補助・利子補給を受けることが可能です。



※上記のケース以外にも、既存の保証付借入の条件に応じて借換が可能な場合があります。詳しくは金融機関を通じてご相談ください。

### ポイント3 経営者保証免除対応(国準拠に限る)

国準拠において、次の要件をいずれも満たす場合、保証料率を0.2%上乘せすることにより経営者保証を免除することが可能です。

- (1) 直近の決算書が資産超過であること。
- (2) 法人と代表者との関係において、法人と経営者の資産・経理が明確に区分されており、法人と経営者の間の資金のやりとり(役員報酬・賞与、配当、オーナーへの貸付け等)について、社会通念上適切な範囲を超えていないこと。

# 新型コロナウイルス関連情報掲載

2020年度  
保証のしるべ  
Vol.1 (No.668)

道内の中小企業・小規模事業者の皆様を  
全力でサポートします!

